

令和8年度白石焼復興事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

みやき町（以下「本町」という。）において、伝統工芸である白石焼の復興を中心とした、地域資源の効果的な活用を目的として実施する「令和8年度白石焼復興事業業務委託」の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度白石焼復興事業業務委託

(2) 業務内容

令和8年度白石焼復興事業業務委託仕様書のとおり

(3) 契約上限額

金 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本町は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 参加資格

事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の要件のすべてに該当すること。

なお、共同体事業者の場合は、業務の遂行に責任を持つことができる事業者を代表者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) みやき町建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年3月1日告示第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始申立てがなされた者でないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体又は特定の公職者（候補者を含む）若しくは政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

- (7) 自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に定める暴力団員その他反社会的団体及びそれらの構成員又はこれらのものから委託を受けた者でないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 上記(1)から(8)の条件を満たす団体同士の共同体での申請は可能とし、次の要件も満たさなければならない。
- ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ③ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請書の提出時に共同事業体協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 単独で参加した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - ⑥ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

4 スケジュール

項目	期日
公募開始	令和8年5月20日（水）
質問受付期限	令和8年5月27日（水）
質問に対する回答	令和8年6月 3日（水）
参加申込受付期限	令和8年6月10日（水）
参加資格決定通知	令和8年6月17日（水） 予定
企画提案書等の提出期限	令和8年6月24日（水）
企画提案審査委員会 （プレゼンテーション）	令和8年7月 1日（水）
審査結果通知	令和8年7月 8日（水）
契約締結	令和8年7月15日（水）

5 応募手続き等に関する事項

(1) 応募手続き及び参加資格決定通知

① 受付期間

令和8年5月20日（水）～令和8年6月10日（水）午後5時15分（必着）

② 提出書類等

公募型プロポーザル参加申出については、**別表1**の書類を提出すること。

③ 提出方法

みやき町役場三根庁舎3階産業支援課に持参又は郵送すること。

（郵送の場合は配達を証明できるものに限る。期日必着）

④ 提出部数 1部

⑤ 資格審査後の参加資格決定

すべての参加申請者に対し、令和8年6月17日（水）（予定）に、担当者 E-mail アドレスあてに通知する。

⑥ 参加の無効等

参加申出後に参加資格要件を満たさなくなったときは参加資格を失うものとする。

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和8年5月20日（水）～令和8年5月27日（水）午後5時15分までとし、締切以降の質問は受け付けない。

② 提出方法

「質問票」（様式1）により E-mail にて送信することとし、件名に【令和8年度白石焼復興事業業務委託質問】と明記すること。また、送信後は電話確認を行うこと。※電話や、口頭での質問は受け付けない。

（送付先）E-mail : sangyoushien@town.miyaki.lg.jp

③ 回答

受け付けた質問は、令和8年6月3日（水）に、みやき町ホームページで回答を掲載する。

(3) 企画提案書の提出

① 提出期間

公募型プロポーザル参加資格決定の通知を受領後、令和8年6月24日（水）午後5時15分（必着）までに提出すること。

② 提出書類等

【応募者全員】企画提案については、**別表2**の書類を提出すること。

③ 提出部数

別表2の提出書類を8部（正1部、副7部）

※副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者

名、所在地、代表者名、従業員名、配置予定スタッフ氏名及び所属・役職、代表者印、ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

④ 提出方法

みやき町役場三根庁舎3階産業支援課に持参又は郵送すること。
(郵送の場合は配達を証明できるものに限る。期日必着)

⑤ その他

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。

(4) 提案に要する費用、条件等

① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

② 企画提案書等の提出は、1者につき1提案とする。

③ 提出されたすべての企画提案書は返却しない。

④ 企画提案書等の著作権は参加者に帰属するが、公文書公開等の必要性から、非公開情報(個人情報、法人等の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

⑤ 期限後の提出、企画提案書等提出後の内容変更及び差し替えは受け付けない。

6 選定に関する事項

(1) 審査・選定方法

受託候補者の選定については、企画提案書を用いたプレゼンテーションにより審査し、選定基準に基づき最も優れた企画提案者を選定のうえ、その事業者と契約を締結する。

【プレゼンテーション審査】

① 開催日時・場所

開催日時 令和8年7月1日(水)

場 所 みやき町役場 三根庁舎(予定)

詳細は、参加決定資格者に対し、様式2-1又は2-2に記載の担当者E-mailアドレスあてに事前に通知する。

② 審査方法

・上記5(3)②の提出書類を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。

・1者あたり約30分程度(うち説明20分程度。質疑応答を含む。)とし、参加者は1者あたり3名以内とする。

・事前に申し出があれば、オンラインによる出席も可能とする。

・やむを得ない事情でプレゼンテーション審査に遅参し、開始時間が遅れた際には、割り当てられた審査時間を超えることはできない。

- ・プレゼンテーション審査に遅参する場合などには、みやき町産業支援課（9 問い合わせ先）に連絡すること。
- ・プレゼンテーションは、参加される法人等もしくは共同事業体に所属している者が行うこと。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

- ③ 審査委員の合計点の平均が 60 点に満たない場合は、選定対象としない。
- ④ 審査の結果、最高点の事業者が複数いる場合は、次に示す優先順位に基づき、より優先度の高い項目の点数の高い者を最優秀提案事業者とする。この場合において、次の 3 つの項目において同点となったときは、審査委員の協力のもと、くじ引きにより契約予定者を選定する。

(優先度)

1 位「ア 企画力①」、2 位「ウ 専門性①」、3 位「イ 効果性」

- ④ 企画提案者が 1 事業者であっても審査を行い、審査結果により当該事業者を契約相手方とする。
- ⑥ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 選定基準

審査は、次の視点に基づく配点とする（合計 100 点）。委員全員が採点した点数の合計点を求め、合計点が最も高い提案者を契約予定者に決定する。

項目及び評価事項		配点
ア 企画力	①事業の趣旨・目的を理解した企画の立案ができています。	20
	②白石焼の課題や実情を理解した上で、後継者候補の発掘、地域資源の活用、景観の活用につながる具体的な内容となっている。	20
イ 効果性	①達成目標を定性・定量的に示すなど具体的で、実現可能性が妥当であり、事業の目的に見合う効果が期待される。	20
ウ 専門性	①事業の企画内容に事業者独自の強みや専門性が活かされている。	20
エ 実現性	①提案内容を確実に遂行できる業務スケジュールとなっており、業務実績や体制等がある。	10
	②所要経費の積算金額が明確であり、最小の経費で最大の効果を発するよう合理的かつ適切なものとなっている。	10

合 計	100
-----	-----

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② 要領に違反または著しく逸脱した場合
- ③ 参加者が審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 参加者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「3 参加資格」の要件に該当しなくなった場合
- ⑤ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談すること
 - イ 事業提案終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ 応募金額が「2 業務概要 (3) 契約上限額」を上回っている場合
- ⑥ その他、不正行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果通知日 令和8年7月8日(月) 予定

選定結果は決定後、全参加者に通知し、また、みやき町ホームページに掲載する。なお、通知については、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者 E-mail アドレスあてに行う。

7 契約予定者選定後の手続き

契約予定者と本町は業務履行に必要な協議を行う。協議後、当該予定者から、見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

8 留意事項

(1) プレゼンテーション審査の停止、中止及び取消し

緊急等やむをえない理由等により、プレゼンテーション審査を実施することができないと認められる場合は、審査を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該企画提案に要した費用を本町に請求することはできない。

(2) その他

- ① 委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整した上で委託契約を締結する。
- ② 事業実施にあたっては、本町と協議の上進めるものとする。
- ③ 参加に関し必要な一切の費用(資料作成費等)は、参加者の負担とし、参加報酬(報償金)等は支払わない。
- ④ 第三者の著作権や肖像権を伴う企画提案を行う場合は、本町による提案書の

利用も含めて使用許諾手続きを適切に行うこと。

- ④ 緊急等やむを得ない理由により、事業を実施することができないと認められる場合は、事業を延期又は中止することがある。

9 提出先、問い合わせ先

〒840-1192

佐賀県三養基郡みやき町大字市武 1381 番地

みやき町役場三根庁舎 事業部 産業支援課 担当者 北原

TEL 0942-96-5545

E-mail sangyoushien@town.miyaki.lg.jp

ホームページ

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

【単独法人の場合】

	名 称	取り扱い等	様 式
1	公募型プロポーザル参加申請書（単独法人等用）	—	様式 2 - 1
2	団体概要		様式 4
3	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書	—	様式 5
4	本事業に類似したイベント業務委託の受託実績調書		様式 6
5	本事業に類似したイベント業務の受託実績がわかるもの	4 「本事業に類似したイベント業務の受託実績調書」で示した、各イベントにおける実施報告書（写し）を提出すること。	—
6	履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）	申請時点で発行から 3 か月以内のもの：写し可	—
7	直近 1 か年分の消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））	申請時点で発行から 3 か月以内のもの：写し可	—
8	直近 1 か年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）及び固定資産税・都市計画税の納税証明書	申請時点で発行から 3 か月以内のもの：写し可	—
9	直近 1 か年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）	—	—

※ 5 はイベントの趣旨、目的、内容、実施日時・場所等が分かるものであれば、実施報告書（写し）の代替えとして提出可。

※ 7・8 は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。なお、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を添付すること。

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

【共同事業体の場合】

	名 称	取り扱い等	様 式
1	公募型プロポーザル参加申請書（共同事業体用）	—	様式2-2
2	共同事業体届出書兼委任状	—	様式3
3	団体概要		様式4
4	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書	—	様式5
5	本事業に類似したイベント業務委託の受託実績調書		様式6
6	本事業に類似したイベント業務の受託実績がわかるもの	4「本事業に類似したイベント業務の受託実績調書」で示した、各イベントにおける実施報告書（写し）を提出すること。	—
7	履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）	申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可	—
8	直近1か年分の消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））	申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可	—
9	直近1か年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）及び固定資産税・都市計画税の納税証明書	申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可	—
10	直近1か年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）	—	—
11	共同事業体協定書（写し）	—	自由

※3～10は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※6はイベントの趣旨、目的、内容、実施日時・場所等が分かるものであれば、実施報告書（写し）の代替えとして提出可。

※8・9は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。なお、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を添付すること。

企画提案書類一覧

	名 称	取り扱い等	様 式
1	公募型プロポーザル企画提案書	単独法人については様式7-1、共同事業体については様式7-2を使用すること。	様式7-1 又は7-2
2	企画提案内容	A4判（両面印刷・長辺綴じ）で作成し、図やイラスト等の使用も可とする。	自由
3	業務実施人員体制表	—	様式8
4	本事業に類似した業務委託の受託実績調書	公募型プロポーザル参加申出の際に提出したものと同一のものを提出すること。	様式6
5	提案見積及び積算根拠（経費内訳書）	—	様式9

※提出部数：提出書類 部（正1部、副7部）

副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名、所在地、代表者名、従業員名、配置予定スタッフ氏名及び所属・役職、代表者印、ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。